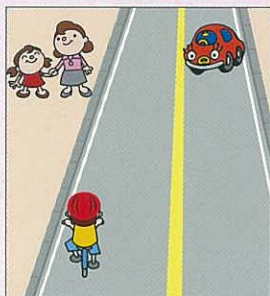


自転車も 交通ルールを守って 安全に利用しましょう！

自転車安全利用五則



1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



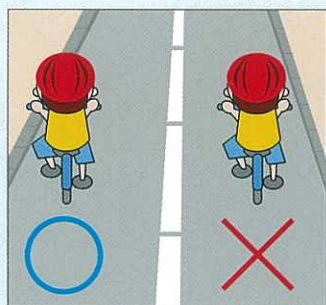
自転車は例外として、次の場合は歩道を通行することができます。

- 道路標識や道路標示で指定された場合。
- 運転者が児童・幼児、70歳以上の高齢者または車道通行に支障がある身体障害者であるとき
- 交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、歩道を通行することがやむを得ない場合



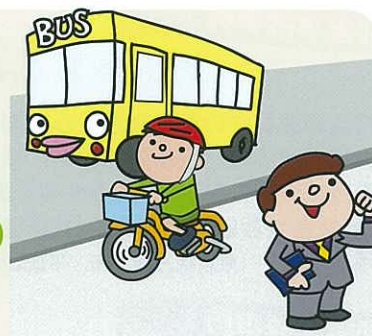
2

車道は
左側を通行



3

歩道は
歩行者優先
で、車道寄り
を徐行



4

安全ルールを守る

- 飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
- 夜間はライト点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



5

子どもは
ヘルメットを着用



自転車は車（軽車両）です。道路交通法により、守るべきルールが定められています。

しかし、気軽な乗り物であることから、正しいルールを知らずに危険な運転をして、交通事故に遭う人が後を絶ちません。